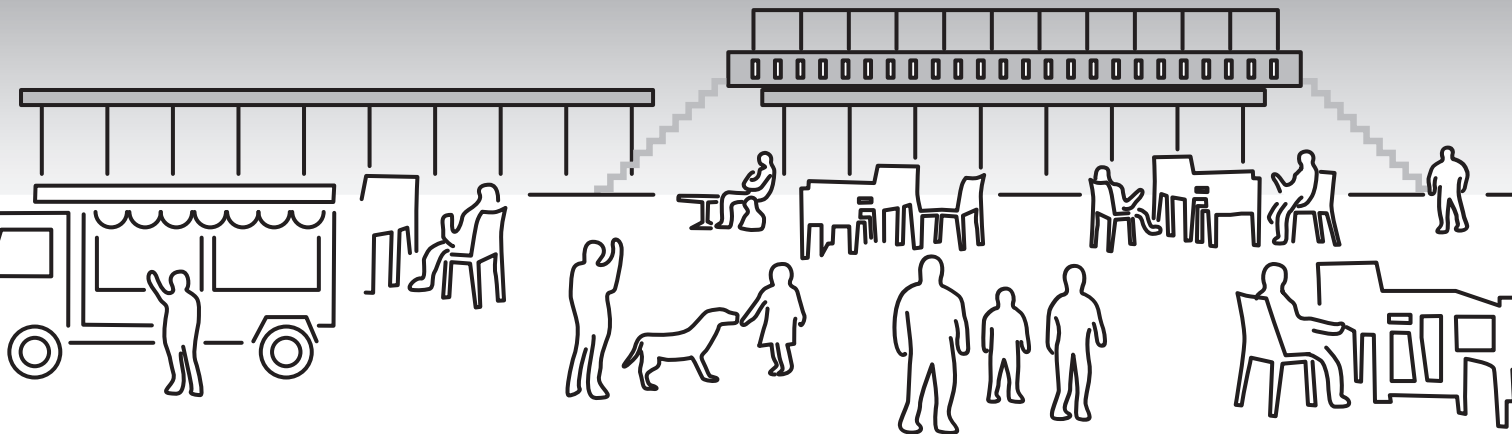


JOYFUL HONDA



第51期 定時株主総会招集ご通知

日 時

2026年9月17日（木曜日）
午後2時00分（受付開始 午後1時00分）

場 所

茨城県つくば市吾妻1丁目1364-1
ホテル日航つくば
別館 1階 昂（裏表紙の地図ご参照）

事前の議決権行使について



インターネットまたは郵送により、議決権行使をお願い申し上げます。スマートフォンで簡単に議決権をご行使いただけます。

QRコードによる 議決権行使

議決権行使書用紙
をご用意ください



議決権行使期限：2026年9月16日（水曜日）午後6時45分

議決権行使方法に関するご案内は5～6頁をご覧ください。

●ご来場の株主様へのお土産、駐車券のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事前質問受付について



●インターネットによる事前の質問をお受けいたします。

（詳細は「事前質問受付についてのご案内」（8頁）をご覧ください。）

事前質問受付期限

**2026年9月10日（木曜日）
午後5時まで**

株式会社ジョイフル本田

証券コード：3191

株主の皆様へ

私たちは、常に革新と挑戦を続け、
地域の皆様に愛される 笑顔と活気あふれるお店づくりを推進します。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

このたびの令和8年熊本地震、ならびに令和8年8月千葉豪雨により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

1975年に創業者本田昌也が「やる以上はお客様に喜ばれる日本一のホームセンターをめざそう」と決意し、「ジョイフル本田」を設立してから約半世紀が経ち、当社は創業50周年の節目を越え、新たな半世紀への一歩を踏み出しました。長年にわたりジョイフル本田を支えてくださった株主の皆様に、心より感謝申し上げます。この間、私たちは「お客様の喜びが私たち（企業）の喜び」という価値観を大切に、常にチャレンジを続けてまいりました。

社名の「ジョイフル本田」には、笑顔と楽しむこと、お客様と共に喜び夢を創っていくこと、という思いが込められています。ニーズやチャンネルが多様化する昨今でも、地域社会の喜びが私たちの喜びであり、お客様の「不」を解消すること、新たな価値を提供すること、それが創業以来のスタイルです。

当社は、ホームセンターの枠にとらわれずに、地域の皆様と強い信頼関係で結ばれ、愛されるお店を築いてまいります。また、社員がその地域で働くこと、当社のお店で働くことに、喜びをもって誇れるお店づくりをめざします。

平時はもちろん、困ったときこそ、「ジョイフル本田に行ってみよう！」と一番に思い浮かぶようなお店であるための「革新」と「挑戦」を継続してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年8月
株式会社ジョイフル本田
代表取締役社長 平山 育夫

目次

株主の皆様へ	1	監査報告書	47
第51期定時株主総会招集ご通知	2	株主総会参考書類	53
事業報告	9	議案および参考事項	
連結計算書類	40	第1号議案 取締役6名選任の件	53
計算書類	43	第2号議案 補欠監査役1名選任の件	60

上記目次は当社ウェブサイト等に掲載の招集ご通知にかかるものです。
招集ご通知に記載のURLにアクセスのうえご確認くださいようお願い申し上げます。

証券コード 3191

2026年9月1日

(電子提供措置の開始日 2026年8月24日)

株 主 各 位

茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号

株式会社ジョイフル本田

代表取締役社長 平山 育夫

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類（53～64頁）をご検討くださいまして、議決権行使方法に関するご案内（5～6頁）をご覧のうえ、2026年9月16日（水曜日）午後6時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第51期定時株主総会招集ご通知」および「第51期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.joyfulhonda.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名「ジョイフル本田」または証券コード「3191」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

記

1. 日 時 2026年9月17日（木曜日）午後2時00分（受付開始 午後1時00分）
2. 場 所 茨城県つくば市吾妻1丁目1364-1
ホテル日航つくば 別館1階 昂

3. 目的事項
報告事項
1. 第51期（2025年6月21日から2026年6月20日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第51期（2025年6月21日から2026年6月20日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

以下の6名の選任についてご承認をお願いするものです。

1 ひら やま 平 山 いく お 育 夫 再任	4 しら かわ 白 河 とう こ 桃 子 再任 社外 独立
2 ほん だ 本 田 まさる 理 再任	5 と くら 戸 倉 けい た 圭 太 再任 社外 独立
3 ま なべ 眞 鍋 せい じ 誠 司 新任	6 しば やま 柴 山 しん いち 慎 一 再任 社外 独立

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以下の1名の選任についてご承認をお願いするものです。

ます ぶち 増 渕 とし ひろ 敏 弘

各号議案の内容等は、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」（53～64頁）に記載しております。

以 上

- ~~~~~
- ◎書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみをご送付しております。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
②連結計算書類の「連結注記表」
③計算書類の「個別注記表」
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイト
に修正内容を掲載させていただきます。

株主総会決議ご通知についてのご案内

資源節約のため、決議ご通知の送付を取りやめさせていただいております。株主総会終了後、当
社ウェブサイトに掲載いたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使方法に関するご案内



■ 株主総会にご出席いただく場合

開催日時 2026年9月17日（木曜日）午後2時00分（受付開始 午後1時00分）

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）
なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。



■ 書面による議決権行使

行使期限 2026年9月16日（水曜日）午後6時45分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



■ インターネットによる議決権行使

行使期限 2026年9月16日（水曜日）午後6時45分送信分まで

議決権行使サイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

- (1) 行使期限は2026年9月16日（水曜日）午後6時45分までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (3) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

機関投資家の
皆様へ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。



インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマートSR」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることが出来ます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

議決権行使書 0000株式会社 株主様 123456789 議決権行使日 10月

0000 株主様

103-5678
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
0000 株式会社

00000000000000000000 K1T-00000001

0000株式会社

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。

料金情報 ログアウト

議決権行使サイトへ

期間アクセス日時
0000-00-00 00:00:00

株主様へのメッセージ
お持ち帰りページにて、会社説明書の様子を記述しております。
画面下の「企業サイトはこちら」より、ぜひご覧ください。

「議決権行使サイトへ」をタップ

「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

*** 議決権行使ウェブサイト ***

●本サイトのご利用にあたってはご登録が必要です。ご登録いただいた場合は、「次へすすむ」ボタンよりご利用ください。
●画面上部に表示される場合は、Webブラウザを閉じてください。

次へすすむ

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力してください。【次へ】ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
【パスワード】は、【パスワード】と【パスワード】を入力してください。
【パスワード】は、【パスワード】と【パスワード】を入力してください。
【パスワード】は、【パスワード】と【パスワード】を入力してください。

議決権行使コード

次へ 閉じる

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

*** パスワード変更 ***

●パスワードを変更してください。
●議決権行使書用紙に記載の【パスワード】を入力してください。【パスワード】を入力してください。
●パスワードを入力してください。【パスワード】を入力してください。
●パスワードを入力してください。【パスワード】を入力してください。
●パスワードを入力してください。【パスワード】を入力してください。

議決権行使書用紙に記載のパスワード

初期パスワード

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

パスワードの再入力

登録

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



「スマートSR」について

「スマートSR」とは、みずほ信託銀行が提供する、当社と株主様との対話のDX化を推進するWebサービスで、議決権行使書のQRコードを読み取ることで、IDパスワードの入力不要でログインでき、各種機能をご利用いただけます。

「スマート行使」へのアクセスは、「スマートSR」ログイン後に【議決権行使サイトへ】ボタンを押下してください。

その他ご利用いただける機能については、ログイン後の画面にてご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ご利用期間

本通知受領後～株主総会終了後3か月後まで
(緊急メンテナンス等を除き、24時間ご利用いただけます)

ログイン方法

1 QRコード読取による方法

- ・同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りください（IDおよびパスワードのご入力は不要です）。
- ・QRコードは株主総会の都度、新たに発行いたします。

2 ID・パスワード入力による方法

- ・下記URLにアクセスいただき、議決権行使書用紙右片の裏面に記載のIDおよびパスワードにてログインしてください。

ログインURL : <https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>

- ・IDおよびパスワードは株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ・パスワードは、ご利用される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ってご入力をされると使用できなくなります。その場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

ご注意事項

※通信環境の影響等により「スマートSR」がご利用いただけない場合は、議決権行使書用紙右片の裏面をご参照いただき、「議決権行使ウェブサイト」へログインのうえ、議決権行使をお願いいたします。

※通信料金等は株主様のご負担となります。

※「スマートSR」の操作方法等に関するお問い合わせ先（みずほ信託銀行証券代行部）

フリーダイヤル 0120-768-524（年末年始を除く 9:00～21:00）

事前質問受付についてのご案内

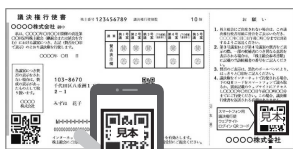
株主の皆様から、本株主総会の目的事項に関するご質問を「スマートSR」サイトにてお受けします。

株主様のご関心が特に高いと思われるご質問については、株主総会にて「事前質問に対するご回答」として回答させていただきます予定です。

受付方法

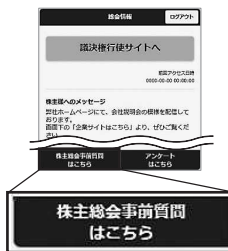
1. スマートフォン・タブレット端末等を入力する場合

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ります。

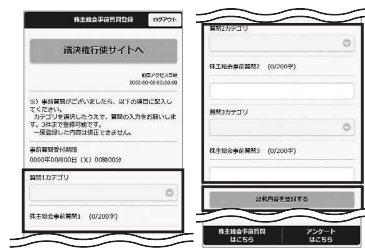


※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面の「株主総会事前質問はこちら」ボタンをタップしてください。



- 3 「事前質問」画面に遷移します。以降は画面の案内に従ってご入力ください。

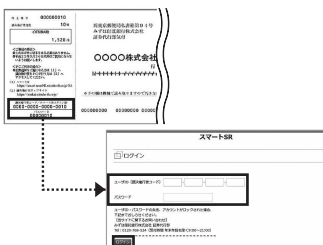


2. PC等を入力する場合

- 1 以下のURLより議決権行使書用紙右側の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力の上、「スマートSR」へログインしてください。

「スマートSR」URL

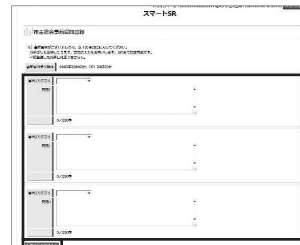
<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



- 2 「スマートSR」画面の「株主総会事前質問はこちら」ボタンをクリックしてください。



- 3 「事前質問」画面に遷移します。以降は画面の案内に従ってご入力ください。



ご留意事項

- ご質問は、本株主総会の目的事項に関する内容に限らせていただきます。
- ご質問は株主様一人につき3問まで、1問あたり200字以内でお願いいたします。
- すべてのご質問に対して回答をお約束するものではありません。また、個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。
- ご利用いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

事業報告

(2025年6月21日から2026年6月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

当社は、2025年9月に株式会社本田の発行済株式の全株式を取得し、子会社といたしました。これに伴い、当連結会計年度より連結決算に移行いたしました。前連結会計年度に連結計算書類を作成していないことから、(1)事業の経過およびその成果、(2)事業の商品グループ別売上高に関する説明において、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いたものの、中東情勢の悪化等に伴う原油価格・原材料価格の高騰、建築コストの上昇、深刻な人手不足、さらには生活関連商品の値上げが相次ぐ中、消費者の節約志向も強まり、ホームセンター業界を取り巻く経営環境は、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような経営環境の下、当社は前連結会計年度に引き続き「ジョイフル本田のファンをつくる！！」を基本方針に掲げ、すべてのお客様に選ばれ喜んでいただくための商品力と店舗空間の創出による提案力と接客力の強化に努めてきました。

また当連結会計年度は、新中期経営計画の第1期目にあたり、中長期的な持続的成長の基盤を確立すべく既存事業の深化と新たな取り組みの実行・戦略的な投資を推進いたしました。

主な取り組みは次のとおりであります。

○専門店の積極出店とリニューアル

プロ向け需要が多様化・高度化する中、2025年9月に「本田屋上尾日の出店」を出店、以降「本田屋八潮西袋店（2026年1月）」、「ジョイフル本田資材館千葉浜野町店（2026年3月）」、「本田屋東久留米八幡町店（2026年6月）」、「ジョイフル本田資材館北本中丸店（2026年6月）」を相次いで出店、また従来のジョイフル本田資材館に農業・園芸用品を組み合わせた新業態の「ジョイフル本田資材館 FARM GARDEN+栃木箱森町店」を2026年4月に、建築資材・プロ向け商品の供給力を一層強化いたしました。

また2025年8月にペット専門店の「Pet's CLOVER 柏の葉店」を出店したほか、ジョイフル本田荒川沖店のペット専門館を「Pet's CLOVER」として全面リニューアル、ペット用品の品揃えを拡充するとともに、ドッグランを完備しお客様とペットが安心して楽しく過ごせる環境を整備いたしました。なお、当社では、ペットの「衝動買い（飼い）」を避けるため「CLOVER STEP」の仕組みを取り入れております。飼育への心構えと準備を促すことを目的に、来店初日に犬猫をお渡しすることはせず、いくつかの段階（STEP）を踏んでいただき、ペットの一生に責任を持って迎え入れていただくものです。

さらに君津店のガーデン館リニューアル、資材館伊勢崎蕪塚町店の増床、ひたちなか店のデイリー・日用品、インテリアエリアの改装など、魅力ある売場作りに積極的に投資し集客力の向上を図ってまいりました。今後も中期経営計画期間中の専門店の累計出店目標（20～30店舗）の達成に向けて、地域ごとに需要が見込める専門性の高い店舗フォーマットの組み合わせによる出店を加速してまいります。

○株式会社本田完全子会社化に伴うグループ連携とシナジー強化

株式会社本田の全株式を取得し完全子会社化したことにより、同社が有する強固な配達機能や法人顧客基盤と当社グループの多様な品揃え、仕入調達力、店舗集客力を活かし、主にプロ・法人向けビジネスシーンにおけるシナジー効果の発揮とグループ全体の売上規模の底上げによる企業価値の向上に努めております。

○リフォーム事業部の屋号を「JOYFUL HOME」へ刷新

リフォーム事業部のブランディングを強化するため受注構造の高度化を狙ったリノベーション専門ブランド「Studio.Re」を上げたほか、当社デザイナーによる魅せる外構・庭設計「FREE DESIGN.EX」の提案を推進いたしました。また、リフォーム事業の再定義を行い新たなミッション「私たちは、地域のホームになる」を掲げ、翌連結会計年度（2026年6月21日）より、屋号を「JOYFUL HOME」に変更することを公表いたしました。「JOYFUL HOME」への変更により、これまで以上に変化するお客様の課題に対して、一層の価値提供を行うとともに、ロゴおよびVI（注）も刷新し、店舗サインや販促物

などの顧客接点において新たなブランドの浸透による企業価値の向上を図ってまいります。

(注)ビジュアルアイデンティティ：企業やブランドの理念・価値観を「目に見える形」にして、視覚的なデザイン要素を通じてメッセージを伝える表現手法

○サステナビリティおよびESGへの取り組み

持続可能な地域社会の実現と中長期的な企業価値向上を目指し、事業活動を通じたESG課題の解決にも積極的に取り組んでまいりました。

知的資本への投資においては、本社経営陣と各店舗リーダーとの今後の当社のあり方についての対話会を実施、店舗運営、人材育成等について価値観を共有いたしました。また、ダイバーシティ推進委員会の主催による米国視察研修も実施いたしました。研修参加者の募集に当たっては「手挙げ制」により、米国視察や体験を通じて業務に有用な知識や技能を習得し、国際的な視野を広めることで個人の成長につなげられる積極的な人材の発掘に努めました。

社員の専門技術継承の取り組みについては、当社で扱っている電動工具の替刃交換実習や耕運機運転の実演など、商品知識の習得に向けて各メーカーとの講習会を実施、専門技術の継承、サービスの質の維持向上を図っております。

地域社会との連携においては、「JOYFULまちフェス」や「防災DAYS」等のイベントを年間127回開催、また新たに3件の防災協定等を締結するなど、地域のお客様や地元自治体等との連携を強化し、当社のプレゼンスを高める取り組みを実施しております。

環境への取り組みでは、脱炭素社会の実現およびエネルギー価格の変動リスク軽減に向けて、店舗の再生可能エネルギー化を推進いたしました。すでに本格稼働している主要11店舗への屋根上太陽光発電システム・蓄電池に加え、2025年7月よりジョイフル本田千葉ニュータウン店の駐車場を利用したソーラーカーポートによる電力供給（PPA方式）を開始いたしました。なお、翌連結会計年度である2026年7月1日には、ジョイフル本田宇都宮店において、大規模ソーラーカーポートが稼働開始いたしました。今後も再生可能エネルギーの活用を通じて、温室効果ガス排出量を2030年までに2013年6月期比で70%削減、2040年のカーボンニュートラル達成を目指してまいります。

○アークランズ株式会社との経営統合に関する基本合意書の締結

ホームセンター業界における経営基盤の強靱化と事業シナジーの最大化を目指し、アークランズ株式会社との間で2026年4月、共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する基本合意書を締結いたしました。経営統合の実現により、両社間での商品の共同調達による仕入原価低減・収益性の向上、物流網の相互活用による配送の効率化、バック

オフィス機能の集約・合理化等に向けた具体的な協議を推進してまいります。

本経営統合により想定されるシナジーは以下のとおりです。

- ・商品展開及び調達機能の連携
- ・顧客基盤・マーケティング機能の連携
- ・店舗開発・運営ノウハウの共有
- ・事業基盤機能の最適化

両社が持つ強みを融合しスケールメリットを活かした収益構造の抜本的な改革に向けて強固な統合シナジーの創出に注力し、企業価値の最大化を図ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,328億17百万円、営業利益は87億32百万円、経常利益は99億54百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は90億2百万円となりました。

(主要分野別の状況)

当連結会計年度における、主要分野別の状況は以下のとおりとなっております。

① 「住まい」に関する分野

建築資材、金物、工具、塗料、作業用品等において、戦略的に強化しているプロ需要を着実に取り込んだことにより、関連商品が堅調に推移しました。また、本田屋・ジョイフル本田資材館を中心とした新店の寄与に加え、農業・園芸分野を取り込んだ新業態展開が、専門性の高い品揃えとサービスを通じて売上の底上げに寄与しました。さらに、3月から6月にかけての中東情勢の緊迫化を背景に、原油価格や国際物流費、包装資材価格等の上昇懸念が高まる中、品薄や将来の値上げに対する不透明感から、石油由来製品を中心に購買需要が発生しました。当社グループでは、独自に選定した重点商品の在庫確保を徹底したことにより、品薄・物価上昇局面における客数および買上点数の低下圧力を一定程度抑制することができました。加えて、エアコン2027年問題（注）や銅価格の急騰を背景に、空調設備、配管部材、電材、関連工具・取付工事等の需要が急伸し、売上に大きく寄与しました。一方で、一部嗜好品などでは節約志向を背景とした選別購買の傾向がみられました。

以上の結果、当連結会計年度における「住まい」に関する分野の売上高は、751億95百万円となりました。

(注)エアコン2027年問題：2027年4月から国の「省エネ基準」が大幅に引き上げられ、現行の安価なエントリーモデルの多くが製造・販売できなくなる問題

② 「生活」に関する分野

日用品、家庭用品、ヘルスケア用品等の生活必需品を中心に、日常的な買い回り需要を着実に取り込み、売上は底堅く推移しました。また、生活必需品の在庫を優先的に確保し、商品価格の先高不安感への対応と安定供給を通じて、エッセンシャル商品の需要の取り込みにつなげました。

ペット用品につきましては、単独専門店の新店が堅調に推移したことに加え、一部既存店における専門性強化を目的とした改装により、フードや関連用品を中心とした需要の取り込みが進みました。

一方で、「住まい」に関する商品同様、嗜好性の高い商品や季節商品の一部では、節約志向を背景とした選別購買の傾向がみられました。

以上の結果、当連結会計年度における「生活」に関する分野の売上高は、576億22百万円となりました。

(2) 事業の商品グループ別売上高

商品グループ	2026年6月期	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)
①住まい		
(a) 資材・プロ用品	25,909	19.5
(b) インテリア・リビング	17,358	13.1
(c) ガーデン・ファーム	17,780	13.4
(d) リフォーム	14,147	10.7
小 計	75,195	56.6
②生活		
(a) デイリー・日用品	39,207	29.5
(b) ペット・レジャー	16,772	12.6
(c) その他	1,642	1.2
小 計	57,622	43.4
全 事 業 計	132,817	100.0

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、53億27百万円となりました。

うち、有形固定資産への投資額は、48億80百万円であり、主な用途は八千代店店舗用地の取得および店舗設備の更新であります。

また、無形固定資産への投資額は、4億47百万円であり、主な用途はD Xシステム構築費用であります。

なお、これらの所要資金は、自己資金で賄っております。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2025年9月に株式会社本田の発行済株式の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、人口減少に伴う商圈顧客層の変化、EC市場の拡大、様々な外部環境の変化に伴う建築資材等の高騰に適切に対処するため、2026年6月期から2028年6月期までの中期経営計画を策定、その中で3つの基本方針を掲げ、これらに取り組むべき施策等を当社が対処すべき課題と位置付けております。

基本方針と主な施策等は次のとおりであります。

《基本方針》

- ① 既存事業の深化と新たな取組の探索・実行
- ② 知的資本への投資
- ③ ESG経営の継続

《主な施策と目標》

【既存事業の深化と新たな取組の探索・実行】

(ア) 店舗網を拡大しもっと身近なジョイフル本田に

基幹店舗を中心に単独専門店を出店、ドミナント商圈を形成し売上高の拡大とコスト削減を目指すとともに専門人財の最適配置を実施し、お客様にとっての利便性を追求します。

目標：単独専門店やジョイフル本田資材館を含む新業態の店舗出店
+20～30店舗（本中期経営計画期間の累計）

(イ) アナログ起点のデジタル戦略

OMO（注）戦略として、「業務効率化」を推進、接客体制を整備し「顧客接点拡大」による集客力を強化、さらに収集した「データ活用」による販売力強化とお客様一人ひとりに満足いただく体験を通じてお客様の来店頻度と顧客満足度の向上を図ります。

目標：CX(顧客体験)の向上を図り、既存店の来店客数を維持

（注）OMO（Online Merges with Offline）：オンラインとオフラインを統合し、お客様がチャネルを意識することなくスムーズに商品やサービスを利用できるような体験を提供する手法

(ウ) ホームセンターとリフォームのシナジー拡大

ホームセンターとの連携を強化し、顧客の相互送客を推進、顧客の不の解消を実現し、スピード対応の強化を図るとともに顧客のQOL（注）を追求するため、ソリューション提案の強化や専門ブランドのリノベーション「Studio.Re」、外構・庭設計「FREE DESIGN.EX」を展開いたします。

目標：クイックリフォーム案件の対応件数および大型案件の受注件数の増大

（注）QOL（クオリティ・オブ・ライフ）：「生活の質」。安心して暮らせる安全で快適な住環境の整備により、質の高い充実した生活を送れること

(エ) 事業の拡張・拡大・変革に資するM&Aの実行

非連続な経営資源の獲得を目的に質・量それぞれに貢献が期待される複数のM&Aを想定し、2025年6月に新設したM&A推進部を中心に機動的に対応いたします。

(オ) 専門性に特化した新業態店舗フォーマットの確立

ジョイフル本田の強みを軸に専門性の高い店舗フォーマットを確立、出店地域のニーズに即した商品・サービスの拡充が可能な店舗フォーマットの組み合わせによる新規出店を展開してまいります。

【知的資本への投資】**(ア) 人への投資**

職場環境の改善等により働きがい肯定率の向上に取り組み、2028年6月期までにGPTW（注）50%達成を目指します。

（注）GPTW：世界の企業で働きがいに関する調査を行い、認定企業やランキングを公表する機関

(イ) 文化の創造（ダイバーシティ）

属性不問の人財活用や女性社員のキャリア支援を行い、2028年6月期までに管理職に占める女性の割合を7%以上とします。

【ESG経営の継続】

中長期的なGX計画策定とグリーンエネルギーの導入により、2030年6月期までに温室効果ガス排出量を2013年6月期比70%削減いたします。

以上の課題に継続して注力してまいります。

また、当社は2027年6月期の基本方針として、「また来店したい理由を増やす」を掲げました。お客様は商品だけではなく、人・提案・体験・地域とのつながりにおいて様々なサービスを提供されることで、ご満足いただき再び来店したい思いに駆られます。

私たちは、お客様が喜び驚かれる商品力や提案力、この人に相談したいと思わせる接客力を強化することで、企業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、ジョイフル本田の次の50年を創るため、企業価値の向上に努めてまいります。

(7) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	2026年度 第 51 期 当連結会計年度
売 上 高 (百 万 円)	132,817
経 常 利 益 (百 万 円)	9,954
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,002
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	149.37
総 資 産 (百 万 円)	167,672
純 資 産 (百 万 円)	126,438

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第50期以前の状況は記載していません。
2. 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。ただし、1株当たり当期純利益については、銭単位未満を四捨五入して表示しております。
3. 株式給付信託（BBT）および株式給付信託（J-E SOP）の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式を、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	2023年度 第 48 期	2024年度 第 49 期	2025年度 第 50 期	2026年度 第 51 期 当 期
売 上 高 (百 万 円)	123,362	126,894	128,980	130,146
経 常 利 益 (百 万 円)	12,240	11,645	11,878	10,079
当 期 純 利 益 (百 万 円)	8,528	9,091	8,327	7,188
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	131.55	145.91	135.18	119.27
総 資 産 (百 万 円)	160,927	159,689	165,574	163,664
純 資 産 (百 万 円)	119,329	120,979	121,791	124,319

- (注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。ただし、1株当たり当期純利益については、銭単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 株式給付信託（BBT）および株式給付信託（J-E SOP）の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式を、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(8) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

(2026年6月20日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社本田	100百万円	100%	ホームセンター事業、木材販売事業等

(注) 当社は、2025年9月に株式会社本田の発行済株式の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(9) 主要な事業内容

当社グループは、主に「住まい」に関する関連商品（資材・プロ用品、インテリア・リビング、ガーデン・ファーム）の販売およびリフォーム工事の設計・施工、ならびに「生活」に関する関連商品（デイリー・日用品、ペット・レジャー）の販売、また、これらに付帯するサービスを提供する専門店として、一般消費者からプロ顧客まで幅広く対応した、豊富な品揃えとロープライスを実践するホームセンター事業、住宅リフォーム事業を営んでおります。

(10) 主要な拠点

(2026年6月20日現在)

名 称	所 在 地
本社	茨城県土浦市
小川倉庫・商品開発・切花加工センター	茨城県小美玉市
荒川沖店	茨城県土浦市
八千代店	千葉県八千代市
古河店	茨城県古河市
幸手店	埼玉県幸手市
市原店	千葉県市原市
君津店	千葉県君津市
千葉店	千葉県千葉市稲毛区
守谷店	茨城県守谷市
富里店	千葉県富里市
ニューポートひたちなか店	茨城県ひたちなか市
新田店	群馬県太田市
千葉ニュータウン店	千葉県印西市
宇都宮店	栃木県河内郡上三川町
瑞穂店	東京都西多摩郡瑞穂町
千代田店	群馬県邑楽郡千代田町
ジョイホン小山駅前店	栃木県小山市
ジョイホン吉岡店	群馬県北群馬郡吉岡町

専門店（単独店）

名 称	所 在 地
本田屋 千葉都町店	千葉県千葉市中央区
本田屋 船橋夏見台店	千葉県船橋市
本田屋 柏豊四季店	千葉県柏市
本田屋 宇都宮元今泉店	栃木県宇都宮市
本田屋 立川幸町店	東京都立川市
本田屋 上尾日の出店	埼玉県上尾市
本田屋 八潮西袋店	埼玉県八潮市
本田屋 東久留米八幡町店	東京都東久留米市
ジョイフル本田資材館 伊勢崎葦塚町店	群馬県伊勢崎市
ジョイフル本田資材館 千葉浜野町店	千葉県千葉市中央区
ジョイフル本田資材館FARM GARDEN+ 栃木箱森町店	栃木県栃木市
ジョイフル本田資材館 北本中丸店	埼玉県北本市
P e t ' s C L O V E R 東大宮店	埼玉県さいたま市見沼区
P e t ' s C L O V E R 伊勢崎田中島町店	群馬県伊勢崎市
P e t ' s C L O V E R 柏の葉店	千葉県柏市
T H E G L O B E 三宿店	東京都世田谷区
T H E G L O B E つくば店	茨城県つくば市

子会社

名 称	所 在 地
株式会社本田	茨城県土浦市

(11) 従業員の状況

- ① 企業集団の従業員の状況
(2026年6月20日現在)

従業員数
1,973名

- (注) 1. 当連結会計年度より当社グループの従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度末との比較は行っておりません。
2. 従業員数は正社員数であり、他社への出向者および臨時従業員数は含んでおりません。

- ② 当社の従業員の状況

(2026年6月20日現在)

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,356名	26名減	44.9歳	19.1年
女性	471名	5名増	36.1歳	13.5年
合計または平均	1,827名	21名減	42.6歳	17.6年

- (注) 1. 従業員数は正社員数であり、他社への出向者および臨時従業員数は含んでおりません。
2. 臨時従業員数（時給制社員、日勤社員）の年間平均人数は2,771名（月173時間換算）であります。

(12) 主要な借入先

(2026年6月20日現在)

借入先	借入金残高
株式会社常陽銀行	5,384百万円
株式会社みずほ銀行	973百万円
株式会社三菱UFJ銀行	944百万円
株式会社りそな銀行	925百万円
株式会社三井住友銀行	920百万円
株式会社筑波銀行	410百万円
三井住友信託銀行株式会社	202百万円
株式会社足利銀行	33百万円

2. 会社の株式に関する事項

(2026年6月20日現在)

(1) 発行可能株式総数

400,000,000株

(2) 発行済株式の総数

63,784,612株

(3) 株 主 数

54,670名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
野村信託銀行株式会社 (本田創業家信託口)	5,800 ^{千株}	9.57%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	5,375	8.87
株式会社C&I Holdings	2,723	4.49
本田 理	1,847	3.04
公益財団法人本田記念財団	1,259	2.07
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,250	2.06
本田 勇	1,074	1.77
青木 真弓	935	1.54
ジョイフル本田グループ従業員持株会	910	1.50
野村信託銀行株式会社 (信託口2052151)	800	1.32
野村信託銀行株式会社 (信託口2052149)	800	1.32
野村信託銀行株式会社 (信託口2052150)	800	1.32

(注) 1. 持株比率は小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

2. 当社は、自己株式3,191,107株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、「株式給付信託(BBT)」、「株式給付信託(J-E-SOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式320,620株を含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他の株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

男性 5名 女性 3名（役員のうち女性の比率 37.5%）

（2026年6月20日現在）

氏 名	性 別	地位および担当	重要な兼職の状況
平 山 育 夫	男 性	代 表 取 締 役 社 長	株式会社MTJフィットネス 取締役 株式会社ジョイフルエーカー 取締役 株式会社本田 取締役
本 田 理	男 性	取 締 役 顧 問	
白 河 桃 子	女 性	取 締 役（社 外 取 締 役）	昭和女子大学ダイバーシティ推進機構 客員教授 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役 住友生命保険相互会社 社外取締役
戸 倉 圭 太	男 性	取 締 役（社 外 取 締 役）	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同 事業 パートナー Ide in株式会社 社外監査役 一橋大学大学院法学研究科法務専攻 特任教授
柴 山 慎 一	男 性	取 締 役（社 外 取 締 役）	ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社 社外取締役 教育テック大学院大学 教授
内 梨 晋 介	男 性	常勤監査役（社外監査役）	
小田切 弓 子	女 性	監 査 役（社 外 監 査 役）	太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社 M&Aアドバイザー ディレクター
小 澤 亜季子	女 性	監 査 役（社 外 監 査 役）	防衛省 再就職等監察官 GK総合法律事務所 代表

- （注） 1. 取締役の白河桃子氏、戸倉圭太氏、柴山慎一氏は主要な取引先の業務執行者等に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立した社外取締役であると考えており、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 監査役の内梨晋介氏、小田切弓子氏、小澤亜季子氏は主要な取引先の業務執行者等に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立した社外監査役であると考えており、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 監査役の小田切弓子氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的知見を有するものであります。
4. 監査役の小澤亜季子氏は弁護士として企業法務およびコンプライアンス問題に精通しており、法律問題に関する専門的知見を有するものであります。

5. 社外取締役の釘崎広光氏は2025年9月18日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
6. 社外監査役の岡田周悟氏、広瀬史乃氏は2025年9月18日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
7. 当社は執行役員制度を導入しており、氏名・地位および担当は次のとおりであります。

氏 名	地位および担当
岡 島 正 和	執行役員 経営企画本部長
鷹 簀 一 伸	執行役員 ホームセンター事業部長

(ご参考)

2026年6月21日付の取締役（社外取締役を除く）および執行役員の状況は、次のとおりであります。

取締役

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
平 山 育 夫	代表取締役社長	株式会社MTJフィットネス 取締役 株式会社ジョイフルエーケー 取締役 株式会社本田 取締役
本 田 理	取締役 顧問	

執行役員

氏 名	地位および担当
岡 島 正 和	執行役員 経営企画本部長
鷹 簀 一 伸	執行役員 ホームセンター事業部長
本 田 智 史	執行役員 リフォーム事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役との間において損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円と法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社および子会社の取締役、監査役および執行役員

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

〈基本方針〉

取締役の報酬は、以下の基本方針に従って定める。

- ・ 取締役のそれぞれに求められる役割および責任に応じたものとする。
- ・ 取締役の報酬は中長期の企業価値向上につながる貢献を促すものとし、短期的な成果との適切なバランスを考慮した結果を反映させるものとする。
- ・ 取締役の報酬は企業価値向上に必要な人材の確保・維持に資する支給水準のものとする。

当社の取締役の報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬により構成されております。業績連動報酬は、短期業績に連動する報酬（賞与）と中長期業績に連動する報酬（株式報酬）からなり、業績連動報酬以外の報酬は固定報酬があります。

(a) 個人別の固定報酬の額の決定方針

固定報酬は、取締役分と業務執行分の報酬を合計して支給しております。なお、業務執行分は各人のコンピテンシー評価により、役位別標準額からプラスマイナス15%の幅で変動させております。

(b) 個人別の短期業績に連動する報酬（賞与）の額の決定方針

短期業績に連動する報酬（賞与）は、各取締役の業務執行による成果への対価として支給する現金報酬であります。報酬額は、自己資本利益率（ROE）に応じた業績連動報酬テーブルを適用するとともに、期初に報酬委員会が承認した各人の目標の達成状況（本業の収益力を示すEBITDA、経営の総合評価指標である株価純資産倍率（PBR）および働きがい肯定率等）を評価し、報酬委員会が各人の業績評価および役位別の業績連動報酬額の原案を作成したうえで、取締役会において決議しております。業績連動報酬額の算定に係る指標はROEであり、当事業年度は5.8%であります。なお、当事業年度の業績評価指標については、業績評価期間中に連結決算へ移行しているため、目標設定時の前提に基づき単体業績を用いて評価しております。

また、ROEを指標として選定した理由は、株主との利害が一致する指標であり、企業価値向上に向けた自己資本効率を適切に反映する経営指標であるためです。

(c) 個人別の中長期業績に連動する報酬（株式報酬）の額の決定方針

中長期業績に連動する報酬（株式報酬）は、業務執行取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。また、社外取締役を含む非業務執行取締役には、業績条件の付されていない株式報酬を通じて当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを適切に付与することを目的として株式報酬制度を導入しております。なお、取締役が当社の株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。業務執行取締役の株式報酬額の決定方法は、当該事業年度における各人の業績評価の達成状況とコンピテンシー評価を総合して報酬委員会が評価の原案を作成し、当社取締役会で定める役員株式給付規程により役位に応じてポイントが付与され、報酬額を決議しております。中長期業績に連動する報酬（株式報酬）に係る指標は、期初に報酬委員会が承認した各人の業績評価（本業の収益力を示すEBITDAおよび経営の総合評価指標ともいえる株価純資産倍率（PBR：2026年5月11日～2026年6月10日の当社株価の終値平均基準）ならびに働きがい肯定率であり、今期はそれぞれ121億円、1.05倍、42%）となります。なお、当事業年度の業績評価指標については、業績評価期間中に連結決算へ移行しているため、目標設定時の前提に基づき単体業績を用いて評価しております。

また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、業務執行取締役（以下「対象取締役」という。）に譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該制度は、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受ける制度であり、当社と対象取締役との間では、譲渡制限付株式割当契約を締結しております。具体的な支給時期および配分については、報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定することとしております。

（イ）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任または退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

（ロ）退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（ハ）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(二) 組織再編等における取扱い

上記（イ）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ホ) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(d) 個人別の報酬の支給割合の決定方針

支給割合は毎年度、自己資本利益率（ROE）や各人の業績評価およびコンピテンシー評価によって多少の変動はあるものの、今期は社長で固定報酬約59%、短期業績に連動する報酬（賞与）約18%、中長期業績に連動する報酬（株式報酬）約23%となっております。

(e) 個人別の報酬の内容の決定方法

当社は、役員報酬に関する事項等の決定に関して、取締役会における意思決定に関わるプロセスの透明性・客観性等を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として、2018年10月に過半数が社外取締役で構成され、社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会を設置しております。2020年6月期からは報酬委員会が報酬限度額の範囲内での役位および業績を勘案した個人別の報酬等の原案を作成し、取締役会において個人別の報酬額を決議しております。

〈2026年6月期の報酬委員会の構成〉

委員長：戸倉圭太（社外取締役）

委員：柴山慎一（社外取締役）

委員：白河桃子（社外取締役）

委員：平山育夫（代表取締役社長）

[取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断した理由]

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の原案を作成する報酬委員会が上記のとおり、過半数が社外取締役で構成され、また報酬委員会は当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬の範囲内で監査役の協議により決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2011年9月20日開催の第36期定時株主総会において年額5億円以内（員数16名）、監査役の報酬限度額は2018年9月19日開催の第43期定時株主総会において年額1億円以内（員数5名）としてご承認いただいております。また上記報酬限度額とは別枠で、2016年9月16日開催の第41期定時株主総会において、業務執行取締役の報酬として業績連動型株式報酬制度を導入しております（員数8名）。さらに2019年9月19日開催の第44期定時株主総会においては、当該業績連動型株式報酬制度に社外取締役を含む非業務執行取締役を加えることをご承認いただいております（員数6名うち社外取締役3名）。なお、2021年9月16日開催の第46期定時株主総会において、会社法の一部を改正する法律が2021年3月1日に施行されたことに伴い、取締役（社外取締役および非業務執行取締役を含む。）および執行役員に付与する上限株式数（ポイント数）の再設定についてご承認いただいております（員数6名うち社外取締役3名）。また別枠で、2022年9月16日開催の第47期定時株主総会において、業務執行取締役の報酬として譲渡制限付株式報酬制度を導入することをご承認いただいております（員数2名）。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等			
				業績連動 型株式	業績非連 動型株式	譲渡制限 付株式	
取締役 (うち社外取締役)	90 (28)	55 (18)	9 (－)	12 (－)	13 (10)	－	6 (4)
監査役 (うち社外監査役)	30 (30)	30 (30)	－	－	－	－	5 (5)

(注) 1. 期末日現在の人員数は取締役5名、監査役3名であります。

2. 報酬等の総額には、当事業年度に計上した株式給付引当金繰入額25百万円（員数5名うち社外取締役3名）および役員賞与引当金繰入額9百万円（員数1名）が含まれております。

3. 非金銭報酬等25百万円（員数5名うち社外取締役3名）のうち12百万円が業績連動型株式報酬（員数1名）、13百万円が社外取締役を含む非業務執行取締役の業績非連動型株式報酬（員数4名うち社外取締役3名）であります。

4. 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。

(ご参考) 当社の取締役の報酬体系 (2026年6月期)

報酬種類	業績連動性	支給基準	支給時期	支給方法	報酬構成例									
					社長	非業務執行取締役	社外取締役							
固定報酬	連動	取締役分と業務執行分の報酬を合計して支給 ※ 1	毎月	金銭	固定報酬 59%	固定報酬 63%	固定報酬 63%							
	非連動													
短期業績報酬 (賞与)	連動	ROEと以下の業績評価の二軸評価により決定 業績評価テーブル (例として社長分)						毎月	金銭					
		指標/ 評価段階	S	A						B1	B2	B3	C	D
		EBITDA	110% 以上	105% 以上						100% 以上	90% 以上	70% 以上	50% 以上	50% 未満
		PBR	1.50 以上	1.20 以上	1.00 以上	0.85 以上	0.75 以上			0.60 以上	0.60 未満			
		働きがい 肯定率 ※ 3	70% 以上	60% 以上	50% 以上	40% 以上	35% 以上			30% 以上	30% 未満			
中長期業績報酬 (株式報酬)	連動	取締役分と業務執行分の報酬を合計して支給 ※ 1	退任時	非金銭 (株式)	賞与 18%	株式報酬 37%	株式報酬 37%							
	非連動 ※ 2													
中長期業績報酬 (譲渡制限付株式報酬)	非連動	報酬委員会の諮問を経て取締役会で決定	取締役会で決定	非金銭 (株式)	—	—	—							

※ 1. 業務執行分の評価はコンピテンシー評価＋業績評価 (評価軸は上表の業績評価テーブル)

※ 2. 非業務執行取締役および社外取締役には業績条件の付されていない株式報酬として支給

※ 3. 株式会社働きがいのある会社研究所が実施する「GPTW (Great Place To Work®)」を従業員満足度調査として採用

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
白 河 桃 子	昭和女子大学ダイバーシティ推進機構 客員教授 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役 住友生命保険相互会社 社外取締役	重要な取引関係はありません。
戸 倉 圭 太	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同 事業 パートナー Idein株式会社 社外監査役 一橋大学大学院法学研究科法務専攻 特任教授	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同 事業とは取引関係がありますが、年間の 取引額は同法律事務所および当 社の売上高の2%未満と僅少であ ります。 なお、同取締役の他の重要な兼職 先と当社との間には重要な取引関 係はありません。
柴 山 慎 一	ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社 社外取締役 教育テック大学院大学 教授	重要な取引関係はありません。
内 梨 晋 介	—	—
小田切 弓 子	太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社 M&Aアドバイザー ディレクター	重要な取引関係はありません。
小 澤 亜季子	防衛省 再就職等監察官 GK総合法律事務所 代表	重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

[社外取締役]

氏 名	主な活動状況ならびに期待される役割に関して行った職務の概要
白 河 桃 子	当事業年度開催した取締役会15回の全てに出席し、ダイバーシティ、働き方改革、SDGs等の専門家としての豊富な経験を基に必要な発言を適宜行っており、当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。また、指名委員会の委員長および報酬委員会の委員として、当事業年度開催した指名委員会1回、報酬委員会3回の全てに出席し、独立かつ客観的な立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等における監督機能を担っております。
戸 倉 圭 太	当事業年度開催した取締役会15回の全てに出席し、企業法務分野での豊富な経験を基に必要な発言を適宜行っており、当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員長および指名委員会の委員として、当事業年度開催した指名委員会1回、報酬委員会3回の全てに出席し、独立かつ客観的な立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等における監督機能を担っております。
柴 山 慎 一	就任後開催した取締役会10回の全てに出席し、企業経営やコンサルティング、広報分野における豊富な経験を基に必要な発言を適宜行っており、当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。また、指名委員および報酬委員として、就任後開催した指名委員会1回、報酬委員会1回の全てに出席し、独立かつ客観的な立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等における監督機能を担っております。

[社外監査役]

氏 名	主 な 活 動 状 況
内 梨 晋 介	就任後開催した取締役会10回の全てに出席し、また、就任後開催した監査役会10回の全てに出席し、金融・財務の分野における豊富な経験と企業経営における豊富な経験・見識を基に必要な発言を行っております。
小田切 弓 子	当事業年度開催した取締役会15回の全てに出席し、また、当事業年度開催した監査役会17回の全てに出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験に基づき必要な発言を行っております。
小 澤 亜季子	就任後開催した取締役会10回の全てに出席し、また、就任後開催した監査役会10回の全てに出席し、弁護士としての専門的な知識・経験に基づき必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(ご参考)

<取締役会の実効性評価>

当社では、取締役会が適切に機能しているかを検証し、そこで明確になった課題解決のために必要な措置を講じていくという継続的なプロセスにより、取締役会の機能向上を図ることを目的として、2019年6月期より取締役会の実効性に関する自己評価を実施しております。2026年6月期の分析・評価の結果の概要は、次のとおりであります。

1. 評価プロセス

- (1) 対象者：全取締役（5名）および全監査役（3名）
- (2) 回答方式：記名方式によるアンケート回答（2026年6月実施）
- (3) アンケート項目
 - ① 取締役会の構成について
 - (a) 取締役会の人数・構成は、当社の事業規模・事業特性に照らし、監督機能を果たすうえで適切か
 - (b) 社外取締役の人数・比率は、経営陣に対する独立した監督・牽制機能を発揮する観点から適切か
 - (c) 社外取締役は、経営・財務・業界知見等の専門性を活かし、経営判断の質向上に資する助言・意見表明ができていますか
 - (d) 取締役会全体として、知識・経験・ジェンダー・バックグラウンド等の多様性が確保されているか
 - ② 取締役会の運営・情報提供について
 - (a) 取締役会の開催頻度および年間スケジュールは、重要な経営判断を適切に監督する観点から十分であるか
 - (b) 取締役会に付議される議案は、経営の重要事項に適切に絞り込まれているか
 - (c) 取締役会資料は、意思決定・監督に必要な情報（選択肢、リスク、前提条件等）が十分に整理されているか
 - (d) 取締役会資料を事前に精読・検討するための十分な時間が確保されているか
 - (e) 取締役会の議事運営（議長の進行、発言機会の確保等）は、社外役員の問題提起や質問を促すものとなっているか
 - (f) 取締役会では、形式的な報告にとどまらず、本質的かつ双方向の議論が行われているか
 - ③ 戦略・経営監督への関与について
 - (a) 中期経営計画や重要な成長戦略について、取締役会は策定段階から十分に関与しているか

- (b) 重要な投資、出店、M&A、事業再編、資本政策等について、取締役会はリスク・リターンの観点から適切に審議・監督しているか
 - (c) 経営陣（執行側）による適切なリスクテイクを伴う提案に対し、取締役会は建設的に議論し、必要な支援を行っているか
 - (d) コンプライアンス、内部統制およびリスク管理体制について、取締役会は実効性の観点から継続的に監督しているか
 - (e) 人的資本・人財戦略（人財育成、後継者計画、経営陣評価等）について、取締役会では中長期視点で議論・監督しているか
 - (f) サステナビリティ、ESG、社会課題対応について、取締役会は企業価値向上と結び付けた議論・監督を行っているか
- ④ 委員会・社外役員の活動環境について
 - (a) 社外役員は、不明点や懸念事項について、経営陣や事務局に対し追加情報を求めやすい環境にあるか
 - (b) 監査役は、独立した立場から、必要な情報に十分アクセスできているか
 - (c) 指名委員会・報酬委員会は、独立性を確保したうえで実効的に機能しているか
 - (d) 社外役員間、ならびに社外役員と業務執行取締役との間で、公式・非公式を含めた十分なコミュニケーションが図られているか
 - ⑤ 取締役会の実効性向上に向けて、今後優先的に改善すべき課題について
 - ⑥ 社外役員の立場から見た、当社取締役会の強み・特徴について

2. 前回アンケート結果を踏まえて2026年6月期に取り組んだ課題

2019年6月期のアンケート開始以来、年々その評価を高めており、2025年6月期のアンケートでも、社内外の取締役および監査役から概ね高い評価を受けました。こうしたなか2026年6月期は、さらなる実効性向上のために、以下のとおりの事項について実行しました。

- (1) 起案部署の部門長や担当者が取締役会へ出席し、直接質疑に回答することで修正点や指摘事項へ迅速に対応すること
- (2) 次回アジェンダの事前告知、会議資料の事前配布、議場での概要説明の簡略化を継続し、経営会議での事前協議内容を共有することにより、議論を深めること
- (3) オフサイトミーティングを活用し、中長期的な経営課題やリスク、人的資本に関する議論を集中的に行うこと

3. 2026年6月期取締役会の実効性に関する評価の結果（概要）

アンケート結果によると、取締役会の構成、取締役会の運営・情報提供、戦略・経営監督への関与、そして委員会・社外役員の活動環境のいずれの項目においても、前回結果と同様に高評価となっています。これは上記のとおり、課題を遂行してきた成果であると考えますが、とりわけ下記の点について改善が見られました。

- ・ 起案部署の部門長や担当者が取締役会へ出席し、直接質疑に回答することで修正点や指摘事項がダイレクトに伝わり、幹部人材の育成と、スピーディな業務執行につながりました。
- ・ 次回アジェンダの事前告知や会議資料の事前配布、議場での概要説明の簡略化を継続したことで、事前読み込みを前提とした議論中心の運営が定着し、取締役会における審議の充実につながりました。
- ・ オフサイトミーティングを活用することで、将来の事業環境や企業価値向上に向けた長期的な経営の方向性、重要な成長戦略および中長期的な経営課題について集中的に議論する機会が確保され、取締役会における戦略的な議論の充実につながりました。

4. 2027年6月期に取り組む課題

上記の内容を総括した結果、当社取締役会は、2026年6月期の取締役会の実効性は適切に確保されていると判断しましたが、さらなる実効性向上のために、以下の事項を課題として認識し継続的に取り組むことといたします。

- ・ 人的資本経営および次世代経営人材育成への取り組みを強化し、中長期的な企業価値向上に向けた監督機能の充実を図ること
- ・ 中長期的な経営ビジョン、成長戦略および将来リスクに関する戦略的な議論をさらに深化させること
- ・ 取締役会で提起された課題のフォローアップや情報提供の充実を図り、取締役会運営のさらなる実効性向上を図ること

以 上

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 74百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 74百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分もできないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、監査品質の維持向上のために、当該報酬額は相当であると判断し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および同条第2項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、必要に応じ、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人による監査の実施状況や、当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると判断されるときは、監査役会は、その解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針については特に定めておりません。また、いわゆる買収防衛策につきましても定めたものではありません。今後、法制度の整備や企業経済をめぐる社会動向等を見極めつつ、慎重に行ってまいります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要な施策の一つと位置付け、株主資本に応じた株主への安定した利益還元を継続的に実施、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。この基本方針に従い2026年6月期の中間配当よりDOE（株主資本配当率）4.0%以上を目安とした配当方針を掲げ、持続的な利益成長に合わせて累進配当を継続してまいりました。

当事業年度におきましては、2026年8月3日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。当事業年度の剰余金の配当につきましては、中間配当金42円00銭を含め、1株当たりの年間配当金84円00銭とさせていただきます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金42円00銭
総額2,544,927,210円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年9月2日

また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化および厳しい経営環境に順応し、将来にわたる安定した株主利益を確保するための成長投資などに有効活用していきたいと考えております。

連結貸借対照表

(2026年6月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	57,948	流 動 負 債	22,821
現 金 及 び 預 金	25,193	買 掛 金	8,014
売掛金及び契約資産	4,986	電 子 記 録 債 務	47
電 子 記 録 債 権	3	1年内返済予定の長期借入金	4,317
商 品	23,572	リ ー ス 債 務	20
未 成 工 事 支 出 金	330	未 払 法 人 税 等	1,665
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	563	未 成 工 事 受 入 金	1,197
そ の 他	3,307	役 員 賞 与 引 当 金	9
貸 倒 引 当 金	△7	そ の 他	7,548
固 定 資 産	109,724	固 定 負 債	18,412
有 形 固 定 資 産	98,255	長 期 借 入 金	5,476
建 物 及 び 構 築 物	99,731	リ ー ス 債 務	27
機械装置及び運搬具	962	退職給付に係る負債	1,664
工具、器具及び備品	6,077	資 産 除 去 債 務	5,253
土 地	57,663	長 期 預 り 保 証 金	4,983
リ ー ス 資 産	89	繰 延 税 金 負 債	716
建 設 仮 勘 定	422	従業員株式給付引当金	176
減 価 償 却 累 計 額	△66,690	役員株式給付引当金	114
無 形 固 定 資 産	2,388	負 債 合 計	41,234
の れ ん	28	(純 資 産 の 部)	
借 地 権	1,295	株 主 資 本	124,831
ソ フ ト ウ エ ア	970	資 本 金	12,000
そ の 他	93	利 益 剰 余 金	118,985
投資その他の資産	9,079	自 己 株 式	△6,153
投資有価証券	3,092	その他の包括利益累計額	1,606
関係会社株式	1,087	その他有価証券評価差額金	1,308
退職給付に係る資産	51	退職給付に係る調整累計額	298
繰 延 税 金 資 産	3,139		
そ の 他	1,727		
貸 倒 引 当 金	△17	純 資 産 合 計	126,438
資 産 合 計	167,672	負 債 ・ 純 資 産 合 計	167,672

(注) 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。

連結損益計算書
(2025年6月21日から2026年6月20日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売上	上	原	高	益		132,817
売	上	総	価	入		91,032
営	業	収	入	益		41,784
不	動	賃	収	入	6,557	
せ	一	料	入	入	348	
そ	ビ	の	他	他	166	7,071
営	業	総	利	益		48,856
販	費	一	管	理		40,124
営	業	業	利	益		8,732
受	業	外	収	益	65	
受	取	配	当	息	73	
受	取	手	数	金	410	
受	取	地	貸	料	138	
受	取	賃	手	料	226	
保	険	務	数	料	126	
そ	業	の	費	他	268	1,309
営	業	外	利	用		
支	払	損	息	失	68	
盗	難	の	他	他	11	
そ	常	利	益	益	5	86
経	別	利	却	益		9,954
特	定	資	産	却	3	
固	有	価	証	却	450	
投	の	れ	ん	生	1,940	
負	取	保	発	益	53	2,447
受	別	損	除	金		
特	定	資	産	失	224	224
固	等	調	整	損		
税	金	調	前	期		12,178
法	人	住	民	事	3,174	
法	人	税	等	業	1	3,175
当	期	純	利	益		9,002
親	会	社	主	に		9,002
株	主	に	帰	属		
す	る	当	期	純		
当	期	純	利	益		

(注) 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年6月21日から2026年6月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,000	114,466	△6,175	120,290
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△4,484		△4,484
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		9,002		9,002
自 己 株 式 の 処 分			22	22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				－
当 期 変 動 額 合 計	－	4,518	22	4,541
当 期 末 残 高	12,000	118,985	△6,153	124,831

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	1,501	8	1,509	121,800
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			－	△4,484
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			－	9,002
自 己 株 式 の 処 分			－	22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△192	289	96	96
当 期 変 動 額 合 計	△192	289	96	4,637
当 期 末 残 高	1,308	298	1,606	126,438

(注) 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。

貸借対照表

(2026年6月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	54,966	流 動 負 債	21,521
現 金 及 び 預 金	23,591	買 掛 金	7,716
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	4,784	1年内返済予定の長期借入金	4,317
商 品	22,396	リ ー ス 債 務	20
未 成 工 事 支 出 金	312	未 払 金	4,426
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	521	未 払 費 用	938
前 払 費 用	890	未 払 法 人 税 等	1,664
そ の 他	2,469	未 成 工 事 受 入 金	1,170
貸 倒 引 当 金	△1	預 り 金	620
固 定 資 産	108,698	前 受 収 益	119
有 形 固 定 資 産	97,084	役 員 賞 与 引 当 金	9
建 築 物	85,006	そ の 他	517
構 築 物	11,363	固 定 負 債	17,823
機 械 及 び 装 置	518	長 期 借 入 金	5,476
車 両 運 搬 具	99	リ ー ス 債 務	27
工 具、器 具 及 び 備 品	5,701	退 職 給 付 引 当 金	1,962
土 地	57,017	資 産 除 去 債 務	5,098
リ ー ス 資 産	89	長 期 預 り 保 証 金	4,966
建 設 仮 勘 定	422	従 業 員 株 式 給 付 引 当 金	176
減 価 償 却 累 計 額	△63,133	役 員 株 式 給 付 引 当 金	114
無 形 固 定 資 産	2,352	負 債 合 計	39,344
の れ ん	28	(純 資 産 の 部)	
借 地 権	1,266	株 主 資 本	123,017
ソ フ ト ウ エ ア	965	資 本 金	12,000
リ ー ス 資 産	3	利 益 剰 余 金	117,170
そ の 他	87	利 益 準 備 金	2,344
投 資 そ の 他 の 資 産	9,261	そ の 他 利 益 剰 余 金	114,826
投 資 有 価 証 券	2,245	別 途 積 立 金	86,330
関 係 会 社 株 式	2,050	繰 越 利 益 剰 余 金	28,496
出 資 金	0	自 己 株 式	△6,153
繰 延 税 金 資 産	3,271	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,302
そ の 他	1,694	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,302
貸 倒 引 当 金	△0		
		純 資 産 合 計	124,319
資 産 合 計	163,664	負 債 ・ 純 資 産 合 計	163,664

(注) 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年6月21日から2026年6月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	利 益 剰 余 金			
		利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金合計
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	12,000	1,895	86,330	26,240	114,466
当 期 変 動 額					
利益準備金の積立		448		△448	－
剰 余 金 の 配 当				△4,484	△4,484
当 期 純 利 益				7,188	7,188
自己株式の処分					－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当 期 変 動 額 合 計	－	448	－	2,255	2,704
当 期 末 残 高	12,000	2,344	86,330	28,496	117,170

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△6,175	120,290	1,501	121,791
当 期 変 動 額				
利益準備金の積立		—		—
剰 余 金 の 配 当		△4,484		△4,484
当 期 純 利 益		7,188		7,188
自己株式の処分	22	22		22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	△198	△198
当 期 変 動 額 合 計	22	2,726	△198	2,528
当 期 末 残 高	△6,153	123,017	1,302	124,319

(注) 百万円未満の端数は切り捨てにより表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年 8 月 10 日

株式会社ジョイフル本田

取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 芝 山 喜 久

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉 田 一 則

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジョイフル本田の2025年6月21日から2026年6月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジョイフル本田及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年7月3日開催の取締役会において、アークランス株式会社との経営統合に係る最終契約書及び株式移転計画の承認に関する取締役会の日程を変更することについて決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年 8月10日

株式会社ジョイフル本田

取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 芝 山 喜 久

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉 田 一 則

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジョイフル本田の2025年6月21日から2026年6月20日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年7月3日開催の取締役会において、アークランス株式会社との経営統合に係る最終契約書及び株式移転計画の承認に関する取締役会の日程を変更することについて決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年6月21日から2026年6月20日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、企業及び企業集団の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に資することを監査方針とし、監査計画、監査の方法及び各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人 EY新日本有限責任監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、監査の方法及び職務の分担等に従い、オンライン形式も活用しながら、取締役、内部監査室及びその他の従業員等と意思疎通を図り、また、社外取締役との定期的な会合を持ち、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査室、リスクマネジメント部、及びその他の従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。更に代表取締役社長と面談を行い、事業戦略に関わる事項、経営計画に基づく具体的な取組み並びにその進捗状況を確認するとともに監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。また、子会社については、子会社の代表取締役社長及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、経営管理部、内部監査室、リスクマネジメント部及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から公認会計士・監査審議会の検査の結果について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項（KAM）については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は、認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2026年8月18日

株式会社ジョイフル本田 監査役会

常勤監査役（社外） 内 梨 晋 介 ㊞

社外監査役 小田切 弓 子 ㊞

社外監査役 小 澤 亜季子 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となります。つきましては、グループ経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、「取締役・監査役の選任基準」（62～63頁に記載）に基づき、委員の過半数が社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める任意の指名委員会の答申を経ております。

また、社外取締役候補者については、「社外役員の独立性基準」（64頁に記載）を満たしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位	取締役会への 出席状況
1	再 任 平山 育夫 	代表取締役社長	15回中15回 (100%)
2	再 任 本田 理 	取締役 顧問	15回中15回 (100%)
3	新 任 眞鍋 誠司 	—	—
4	再 任 白河 桃子  社 外 独 立	社外取締役	15回中15回 (100%)
5	再 任 戸倉 圭太  社 外 独 立	社外取締役	15回中15回 (100%)
6	再 任 柴山 慎一  社 外 独 立	社外取締役	10回中10回 (100%)

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

 男性  女性

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ひらやま いくお 平山 育夫 (1965年2月6日生) 再任	1987年3月 当社入社 2015年9月 当社 取締役商品部長兼商品開発室長 2016年2月 当社 取締役 2016年2月 株式会社ホンダ産業 取締役 2016年3月 株式会社ホンダ産業 常務取締役 2017年4月 当社 常務取締役管理本部長兼経営企画部長、総務部長 2017年7月 当社 常務取締役経営企画本部長 2018年7月 当社 経営企画室、広報・ＩＲ室、プロジェクト推進室担当 2018年11月 当社 経営企画室、広報・ＩＲ室、業務提携担当 2019年2月 当社 経営企画室、広報・ＩＲ室、プロジェクト推進室、新規事業開発、業務提携担当 2019年2月 株式会社ジョイフルエーカー 取締役 2019年6月 当社 取締役専務執行役員管理本部長 2021年3月 株式会社ＭＴＪフィットネス 取締役（現任） 2021年6月 当社 取締役専務執行役員ＣＯＯ 2022年8月 当社 取締役専務執行役員ＣＯＯ兼リフォーム事業部長 2023年6月 当社 代表取締役社長（現任） 2025年5月 株式会社ジョイフルエーカー 取締役（現任） 2025年9月 株式会社本田 取締役（現任）	25,300株
	取締役候補者とした理由	平山育夫氏は、当社において、長年にわたり店舗運営、商品部等の業務に従事し、商品部長、管理本部長、専務執行役員ＣＯＯ等を歴任し、2023年6月より当社代表取締役社長を務め、強いリーダーシップを発揮し当社を牽引しております。店舗経営に関する豊富な経験と業務執行力を有し、当社の事業に幅広く精通していることから、当社の更なる企業価値向上を図るために適任であると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	ほんだ まさる 本田 理 (1959年2月14日生) 再任	1986年3月 株式会社ホンダ産業入社 1992年10月 同社 取締役 1998年10月 同社 専務取締役 2001年1月 (株)ジョイフル本田 取締役 2003年10月 株式会社ホンダ産業 代表取締役社長 2005年8月 当社 取締役 2016年9月 当社 顧問 2017年9月 当社 取締役 2018年4月 株式会社ホンダ産業 取締役会長 2020年4月 当社 取締役顧問 (現任)	1,847,500株
	取締役候補者とした理由	本田理氏は、当社および当社グループ会社の要職を歴任し、当社の経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社取締役として、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。当社の更なる企業価値向上を図るために適任であると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。	
3	まなべ せいじ 眞鍋 誠司 (1977年7月9日生) 新任	2000年4月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入社 2006年8月 三菱商事株式会社入社 2014年12月 当社出向 社長付マネージャー 2015年10月 当社 経営企画部マネージャー 2016年3月 株式会社丸の内キャピタル出向 2017年1月 三菱商事株式会社 生活産業グループ食品リテイル部 2019年2月 富士シテイオ株式会社出向 営業統括部長 2021年5月 同社 取締役営業副本部長 2023年4月 メーカーズシャツ鎌倉株式会社出向 取締役管理部門統括 2026年1月 同社 取締役経営管理部門統括 2026年5月 三菱商事株式会社 S.L.C.グループS.P.A. 事業部 (現任)	—
	取締役候補者とした理由	眞鍋誠司氏は、公認会計士としての財務・会計に関する専門知識を有するとともに、大手監査法人および三菱商事株式会社において経営管理や事業投資等に関する豊富な経験を積んでおります。また、当社出向時に経営企画部門等を担当したほか、複数の小売事業会社において経営幹部として事業・組織運営に携わるなど、実践的な知見を有しております。同氏のこれらの経験と専門的な知見を当社の経営に生かし、更なる企業価値向上を図るために適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。	

候補者 番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	しらかわ とうこ 白河 桃子 (1961年4月25日生) 再任 社外 独立	2002年4月 本格的に著述活動開始 2013年4月 相模女子大学 客員教授 2015年9月 内閣官房「一億総活躍国民会議」 民間議員 2016年3月 内閣府男女共同参画局「重点方針専門調査会」 委員 2016年9月 内閣官房「働き方改革実現会議」 有識者議員 2017年3月 内閣府男女局「男女共同参画会議 重点方針専門調査会」 専門委員 2017年5月 内閣官房「ニッポン一億総活躍プラン」フォローアップ会合委員 2018年3月 日本証券業協会「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」 公益委員 2018年4月 昭和女子大学総合教育センター 客員教授 2018年10月 内閣官房「働き方改革実現会議」 フォローアップ会合委員 2019年6月 経済産業省「新たなコンビニのあり方検討会」 委員 2020年3月 総務省「テレワーク普及展開方策検討会」 委員 2020年4月 相模女子大学大学院 特任教授 2020年4月 株式会社サンワカンパニー 社外取締役 2020年9月 当社 社外取締役(現任) 2021年4月 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役(現任) 2021年7月 NPO法人全国地域結婚支援センター 理事 2022年7月 住友生命保険相互会社 社外取締役(現任) 2025年4月 昭和女子大学ダイバーシティ推進機構 客員教授(現任)	—
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	白河桃子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、働き方改革、ダイバーシティ、女性活躍、ワークライフ・バランス、自律的キャリア形成、SDGsなどをテーマにジャーナリスト、作家、教育者、公的な諸会議の委員として長年にわたり各分野の職務に携わるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏の豊富な経験と幅広い見識を生かして、経営全般における有益な提言をいただき、独立かつ客観的な立場から当社の経営事項の決定および業務執行を監督していただくとともに、当社社員の働き方や女性のキャリア形成などに十分な役割を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	とくら けいた 戸倉 圭太 (1981年5月2日生) 再任 社外 独立	2004年 4 月 最高裁判所司法研修所入所 2005年10月 最高裁判所司法研修所修了・弁護士登録 アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国 法共同事業）入所 2008年 4 月 大和証券エスエムビーシー株式会社勤務 2012年 6 月 ニューヨーク州弁護士登録 2014年 1 月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国 法共同事業） パートナー（現任） 2016年 4 月 成蹊大学経済学部 非常勤講師 2019年12月 I d e i n株式会社 社外監査役（現任） 2020年 4 月 一橋大学大学院法学研究科 非常勤講師 2020年 9 月 当社 社外取締役（現任） 2026年 4 月 一橋大学大学院法学研究科法務専攻 特任 教授（現任）	—
	社外取締役候補者とした 理由及び期待される役割	戸倉圭太氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業の合併・買収、資本市場を含む各種の金融取引、コーポレート・ガバナンスの分野を中心として企業法務に携わり、また証券会社のM&Aアドバイザー部門での勤務経験を有するなど、法務、M&A、およびITを含めた企業の戦略的意思決定に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏の豊富な経験と幅広い見識を生かして、経営全般における有益な提言をいただき、独立かつ客観的な立場から当社の経営事項の決定および業務執行を監督していただくとともに、当社の今後の事業戦略などに十分な役割を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	しばやま しんいち 柴山 慎一 (1957年6月2日生) 再任 社外 独立	1980年4月 日本電気株式会社入社 1990年8月 株式会社野村総合研究所入社 2000年4月 同社 経営コンサルティング部長 2002年4月 同社 コンサルティング第一事業本部長 2004年4月 同社 コンサルティング事業推進本部長 2005年4月 同社 広報部長兼IR室長 2009年4月 同社 総務部長 2012年4月 NRIデータアイテック株式会社 代表取締役社長 2015年7月 NRIみらい株式会社 代表取締役社長 2017年4月 社会情報大学院大学(現社会構想大学院大学) 教授 2018年6月 ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社 社外取締役 2019年6月 シダックス株式会社 取締役 2019年6月 日本広報学会 理事長 2020年4月 シダックス株式会社 取締役専務執行役員 2022年6月 日本パブリックリレーションズ協会 理事 2025年4月 教育テック大学院大学 教授(現任) 2025年9月 当社 社外取締役(現任)	—
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	柴山慎一氏は、野村総合研究所グループなどにおいて要職を歴任し、複数の企業において経営に携わるなど、企業経営や企業コンサルティングに関する豊富な経験・見識を有しております。また、日本広報学会の理事長を務めるなど、広報・PR分野における学術的な知見と実践的な経験を兼ね備えております。同氏の豊富な経験と幅広い見識を生かして、経営全般における有益な提言をいただき、独立かつ客観的な立場から当社の経営事項の決定および業務執行を監督していただくとともに、当社の今後の事業戦略などに十分な役割を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。	

- (注) 1. 略歴中に記載されている㈱ジョイフル本田は、2011年6月に当社と合併し、消滅した会社であります。
2. 略歴中に記載されている株式会社ホンダ産業は、2020年3月に当社と合併し、消滅した会社であります。
3. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者白河桃子氏の戸籍上の氏名は、小林美紀であります。
5. 白河桃子氏、戸倉圭太氏、柴山慎一氏は社外取締役候補者であります。
6. 白河桃子氏、戸倉圭太氏、柴山慎一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ6年、6年、1年となります。
7. 本田理氏、白河桃子氏、戸倉圭太氏、柴山慎一氏の取締役選任が承認可決された場合は、当社は本田理氏、白河桃子氏、戸倉圭太氏、柴山慎一氏との間で会社法第427条第1項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、300万円と法令が定める額のいずれか高い額となります。
8. 社外取締役候補者白河桃子氏、戸倉圭太氏、柴山慎一氏は、東京証券取引所が定める要件に加え、当社社外役員の独立性基準に基づく独立役員として、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、2027年8月に同契約を更新する予定であります。当該保険契約では、被保険者である役員等がそ

の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とします。

決議の効力は次回定時株主総会開始の時までとします。

なお、補欠監査役候補者は、「取締役・監査役の選任基準」（62～63頁に記載）に基づき、委員の過半数が社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める任意の指名委員会の答申を経ております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
ますぶち としひろ 増渕 敏弘 (1961年7月2日生)	2013年9月 株式会社コジマ 取締役 総務人事部 本部長 2015年1月 当社入社 商品部 マネージャー 2018年9月 株式会社ホンダ産業 監査役 2020年3月 当社 内部統制推進部 アート・クラフト事業部担当部長 2021年6月 当社 総務部 内部統制推進担当 2023年6月 当社 リスクマネジメント部 法務・リスク管理担当（現任） 2025年9月 株式会社本田 監査役（現任）	100株

- (注) 1. 略歴中に記載されている株式会社ホンダ産業は、2020年3月に当社と合併し、消滅した会社であります。
2. 補欠監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 補欠監査役候補者の選任理由
増渕敏弘氏は、株式会社コジマにおいて企業経営全般に携わり、また、当社グループ会社の監査役、当社内部統制推進部門の責任者、リスクマネジメント部門等を歴任し、それらの豊富な経験と高い見識を当社の監査に生かしていただくことを期待し、補欠監査役候補者とするものであります。
4. 増渕敏弘氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、300万円と法令が定める額のいずれか高い額となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には、増渕敏弘氏は当該保険契約の被保険者となります。また、2027年8月に同契約を更新する予定であります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しております。

以 上

(ご参考)

取締役候補者および監査役に特に期待する分野

第１号議案で付議させていただいている取締役候補者および監査役に特に期待する分野（３つまで）は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	企業経営	業界経験	法務/ ガバナンス	財務会計/ M&A	人事/ ダイバー シティ	ＩＴ/ デジタル	環境/ 社会
取締役	1 平山 育夫	●	●			●		
	2 本 田 理	●	●					●
	3 眞鍋 誠司	●	●		●			
	4 白河 桃子			●		●		●
	5 戸倉 圭太			●	●		●	
	6 柴山 慎一	●		●	●			
監査役	内梨 晋介	●		●	●			
	小田切 弓子			●	●			
	小澤 亜季子			●		●		

- (注) １．上記一覧表は、取締役候補者および監査役が有する専門性・経験・知見のすべてを網羅するものではありません。
- ２．業界経験の業界とは流通業界または小売業界をいいます。
- ３．第１号議案が原案どおり承認可決された場合の構成：男性６名、女性３名（役員のうち女性の比率３３.３％）

(ご参考)

〈取締役・監査役の選任基準〉

1. 取締役

(1) 取締役候補者の選任方針

取締役会は、審議を行うにあたり適切な規模とし、適切な意思決定と経営監督の実現を図るため、多様性を確保する観点から、社内および社外それぞれから、優れた見識と高度な専門性を有する者を複数選任する。

(2) 取締役候補者の選任基準

- ① 経営に関する優れた見識を有していること
- ② 遵法精神と倫理性そして社会性を備えていること
- ③ 高い視点と広い視野を持ち、先見性と洞察性に優れていること
- ④ 「経営判断の原則」に則り会社にとって最良の判断を行う能力を有していること
- ⑤ 社外取締役においては通算在任期間が8年未満で、マネジメントの監督ができるとともに、マネジメントに対して有益な助言や提言ができること
- ⑥ 取締役として、職務を誠実に遂行するだけの時間を確保できること

(3) 取締役候補者の選任手続き

社長と社外取締役である指名委員会委員長とで取締役候補者の選任案を作成し、指名委員会による審議を経て取締役会で決議のうえ、株主総会に付議する。

2. 監査役

(1) 監査役候補者の選任方針

取締役の職務執行について中立性と独立性をもって適正に監査するため、経営に関する優れた見識を有している者を選任する。

(2) 監査役候補者の選任基準

- ① 監査役としての通算在任期間が8年未満で、人格・見識に優れ、法律、財務会計、企業経営等いずれかの分野における専門性を有していること
- ② 遵法精神と倫理性そして社会性を備えていること
- ③ 独立性の観点から公正不偏の態度を保持できること
- ④ 経営の健全性と透明性を確保することを目的として、マネジメントとの円滑な対話ができること
- ⑤ 監査役として、職務を誠実に遂行するだけの時間を確保できること

(3) 監査役候補者の選任手続き

社長と社外取締役である指名委員会委員長とで監査役候補者の選任案を作成し、監査役（会）の意見も尊重したうえで指名委員会による審議を行い、監査役会の同意を得た後に取締役会で決議のうえ、株主総会に付議する。

以 上

(ご参考)

〈社外役員の独立性基準〉

当社は、社外役員（社外取締役および社外監査役）の独立性基準を東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下の①～③のいずれかに該当した場合は独立性を有しないものと判断する。

- ① 現在または過去10年間に於いて、当社グループ(注1)の業務執行者(注2)であった者
- ② 過去3年間に於いて、下記a～gのいずれかに該当していた者
 - a. 当社グループとの一事業年度の取引額が、年間1,000万円を超え、かつ当社または当該取引先のいずれかの売上高の2%を超える取引先またはその業務執行者
 - b. 当社の総議決権の5%を超える議決権を保有する大株主またはその業務執行者
 - c. 直近事業年度における当社の総資産の2%を超える額を当社グループに融資している当社グループの借入先（当該借入先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）
 - d. 当社グループより年間1,000万円を超える寄付または助成を受けた者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者）
 - e. 当社より役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者、または年間1,000万円を超え、かつその売上高もしくは年間総収入額の2%を超える報酬を受けたコンサルティング・ファーム、法律事務所、監査法人等の専門的サービスを提供する団体に所属する者
 - f. 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
 - g. 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- ③ 上記①および②に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族

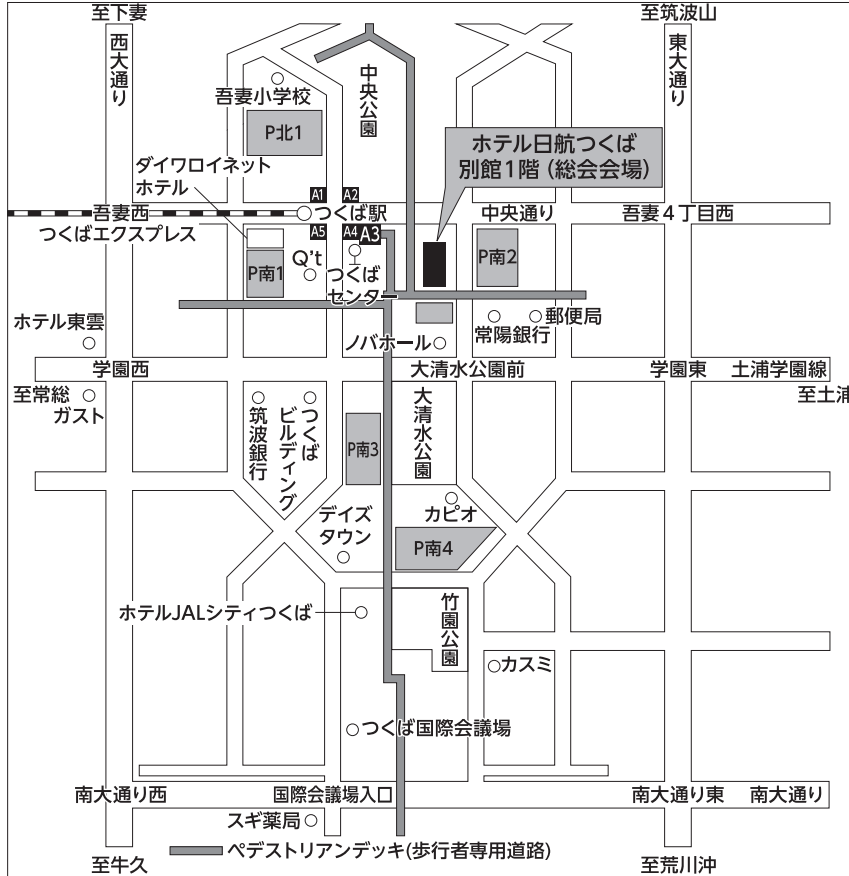
以 上

(注1)当社グループとは、当社および当社の子会社をいう。以下同じ。

(注2)業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。以下同じ。

株主総会会場ご案内図

■ 会 場 茨城県つくば市吾妻1丁目1364-1
 ホテル日航つくば 別館1階 弔
 電話 029-852-1112



【常磐高速道路ご利用の場合】

- 桜土浦 I.C. つくば方面出口から「大角豆（ささぎ）交差点」を右折、東大通りを約4km程直進後、「学園東交差点」を左折し、2つ目の信号を右折。（I.C.より約10分）

【つくばエクスプレスご利用の場合】

- つくば駅（終点）A3出口より右手に進み、前方の大階段を上った左手にある建物（5階建・別館）の2階入り口からお入りください。

【JR常磐線ご利用の場合】

- 土浦駅・荒川沖駅→つくばセンター

各駅からタクシーまたはバスをご利用ください。（タクシー約15分、バス約25分～30分）

各駅からバスをご利用の場合は、「つくばセンター行」または「筑波大学病院行」に乗車、「つくばセンター」で下車してください。

【東京駅から高速バスご利用の場合】

東京駅八重洲南口より「筑波大学行」または「つくばセンター行」に乗車し、「つくばセンター」で下車してください。（約80分）

※お土産、駐車券のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

